

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人教職員支援機構(法人番号8050005005214)の役職員の報酬・給与等について (令和6年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

教職員支援機構は、教職員の養成・採用・研修の一体的な改革を推進するため、教職員に対する総合的な支援を行う全国拠点として、教職員の資質の向上を図ることを目的としている。教職員支援機構で役員報酬基準を検討するにあたっては、国家公務員の給与水準、本機構と類似の教育に関する研修事業等を実施している独立行政法人のうち、以下の法人等を参考とした。

- ① 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・・・令和5年度の法人の長の年間報酬額は17,225千円であり、理事については15,829千円である。監事(非常勤)については月額42千円である。
- ② 独立行政法人国立女性教育会館・・・令和5年度の法人の長の年間報酬額は14,164千円であり、理事については12,812千円である。監事(非常勤)については月額42千円である。
- ③ 独立行政法人国立青少年教育振興機構・・・令和5年度の法人の長の年間報酬額は18,091千円であり、理事については14,493千円である。監事(非常勤)については月額60千円である。

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員の担当業務の実績に係る評価及び機構の中期計画の達成度又は実施状況等を客観的評価に基づいて報酬に反映させるべく、役員に支給される給与のうち期末特別手当については、文部科学省大臣が行う業務の実績についての評価結果を勘案し、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額は、役員給与規程に則り、本給(908,000円)に地域手当(145,280円)を加算して算出している。期末特別手当も、役員給与規程に則り、期末特別手当基準額(俸給+地域手当+(俸給×100分の25)を乗じて得た額)+((俸給+地域手当)×100分の20を乗じて得た額)に6月期は100分の170を、12月期は100分の175を乗じ、さらにそれぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、12月期期末特別手当支給にあたり、令和6年度の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第72号)(以下「改正給与法」という。)に準拠し、本給及び期末特別手当支給率の引き上げ(100分の175)を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額は、役員給与規程に則り、本給(772,000円)に地域手当(123,520円)を加算して算出している。期末特別手当も、役員給与規程に則り、期末特別手当基準額(俸給+地域手当+(俸給×100分の25)を乗じて得た額)+((俸給+地域手当)×100分の20を乗じて得た額)に6月期は100分の170を、12月期は100分の175を乗じ、さらにそれぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、12月期期末特別手当支給にあたり、令和6年度の改正給与法に準拠し、本給及び期末特別手当支給率の引き上げ(100分の175)を実施した。

理事(非常勤)〔 該当者なし 〕

監事〔 該当者なし 〕

監事(非常勤)

非常勤役員報酬支給基準は、月額70,000円としている。ただし、職務の困難度や専門性等を勘案し、必要と認める場合は、その額を超えて定めることができることとしている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,945	千円 10,896	千円 5,658	千円 1,743 (地域手当) 648 (単身赴任手当)			
理事	千円 16,112	千円 9,264	千円 4,811	千円 1,482 (地域手当) 555 (通勤手当)			◇
A監事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 840	千円 840	千円	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

教職員支援機構では、理事長の報酬月額を指定職4号俸相当として定めているが、指定職4号俸が適用される教育関係機関の長は当法人と職務内容・職責が近い。こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

教職員支援機構では、理事の報酬月額を指定職2号俸相当として定めている。当法人と人数規模が同規模である独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と同額であることを踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

非常勤監事を置いている文部科学省所管の独立行政法人の中で平均的な報酬水準となっている。
また、業務の特性や責務等からすると報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

法人の長及び理事については、該当指定職相当の給与水準との比較を踏まえると、報酬水準は適切であるとする。監事(非常勤)については、職務の困難度や専門性を踏まえ、非常勤役員手当の増額を行っているが、当省管轄の独立行政法人の中では平均的な給与水準となっていることから、報酬水準は適切であるとする。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	該当者なし				
理事	該当者なし				
監事A (非常勤)	該当者なし				
監事B (非常勤)	該当者なし				

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当なし
理事	該当なし
監事A (非常勤)	該当なし
監事B (非常勤)	該当なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

I 1②にある仕組みを継続して実施する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

教職員支援機構の給与水準を検討するにあたって、国家公務員の給与水準、本機構と類似の教育に関する研修事業を実施している独立行政法人のうち、以下の法人等を参考とした。

- ① 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・・・令和5年度の事務・技術職員平均年間給与額は、6,321千円(対象人員15人)である。
- ② 独立行政法人国立女性教育会館・・・令和5年度の事務・技術職員平均年間給与額は、5,633千円(対象人員14人)である。
- ③ 独立行政法人国立青少年教育振興機構・・・令和5年度の事務・技術職員平均年間給与額は、6,435千円(対象人員311人)である。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務評定の結果を踏まえた勤務成績を考慮し、昇格、昇給の実施、及び勤勉手当の成績の決定を行っている。

③ 給与制度の内容

教職員支援機構職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(俸給+扶養手当+地域手当+役職加算額+管理職加算額)に対し、6月期は管理職100分の102.5、管理職以外は100分の122.5、12月期は管理職100分の107.5、管理職以外は100分の127.5をそれぞれ乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+扶養手当+地域手当+役職加算額+管理職加算額)に対し、6月期は管理職100分の122.5、管理職以外は100分の102.5、12月期は管理職100分の127.5、管理職以外は100分の107.5をそれぞれ乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

令和6年度では、改正給与法に準拠し、次の改定を行った。

- ・期末手当及び勤勉手当の12月期の支給割合について、
期末手当については、管理職を100分の107.5、管理職以外を100分の127.5とし、
勤勉手当については、管理職を100分の127.5、管理職以外を100分の107.5とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当等	うち賞与
常勤職員	人 29	歳 39	千円 6,876	千円 5,026	千円 258	千円 1,850
事務・技術	人 28	歳 38.5	千円 6,733	千円 4,932	千円 263	千円 1,801
研究職種	人 —	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
非常勤職員	人 9	歳 48.7	千円 4,368	千円 3,141	千円 91	千円 1,227
事務・技術	人 9	歳 48.7	千円 4,368	千円 3,141	千円 91	千円 1,227
非常勤職員(年俸制)	人 5	歳 62.3	千円 5,726	千円 4,971	千円 146	千円 755
事務・技術	人 5	歳 62.3	千円 5,726	千円 4,971	千円 146	千円 755

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を除く。

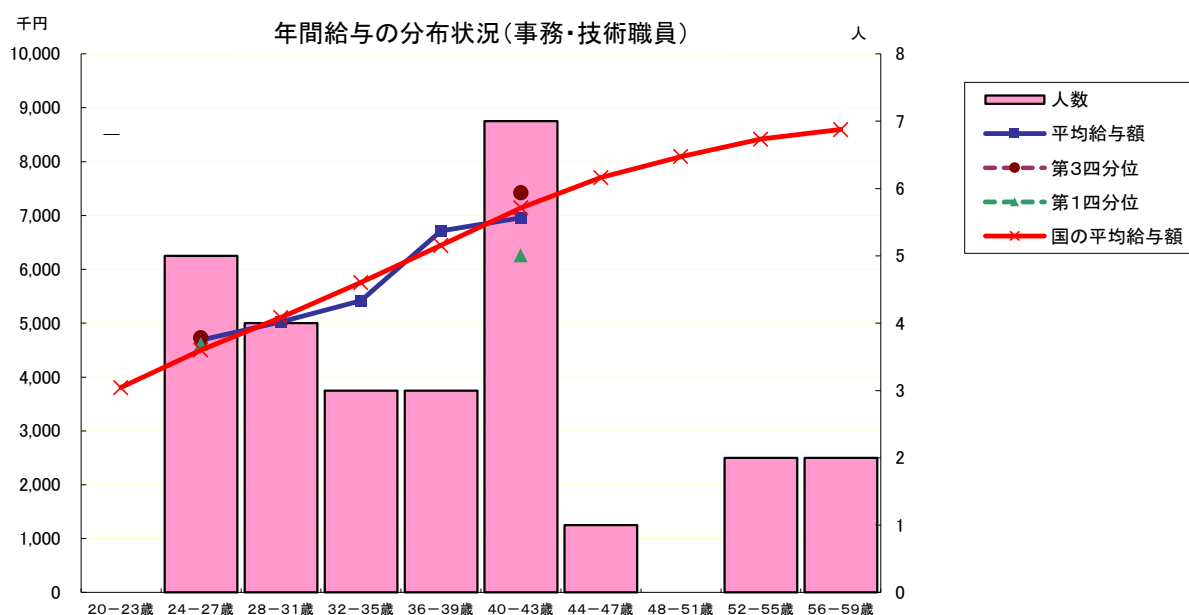
注2: 「再雇用職員」とあるのは、行政執行法人にあっては「再任用職員」とする。

注3: 「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

注4: 「通勤手当等」は、通勤手当と在宅勤務等手当の合算

注5: 常勤職員の研究職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されることから、区分欄を除き記載しない。以下④まで同じ。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
〔在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、④まで同じ。
 注2:該当者が4人以下の年齢階層については、第1・第3四分位を表示していない。
 注3:該当者が2人以下の年齢階層については、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、平均給与額についても表示していない。
 注4:研究職種については、該当者が1人以下のため、当該個人に関する情報が特定されることから記載しない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
(事務・技術職員)

（事務 技術職員）			年間給与額		
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
〔代表的職位〕	人	歳	千円	千円	
部長	1	—	—	—	—
課長	2	—	—	—	—
課長補佐	3	46.8	7,397	—	—
係長	10	42.1	6,960	8,702	5,477
主任	4	33.8	5,505	—	—
係員	8	26.6	4,734	5,225	4,548
〔年代〕					
20歳代	8	26.1	1,734	5,225	4,548
30歳代	7	34.6	6,013	8,172	5,159
40歳代	8	42.4	7,263	9,419	6,178
50歳代	4	54.8	9,357	—	—

注1:該当者が4人以下の年齢階層については、年間給与額の最高～最低を表示していない。
 注2:該当者が2人以下の年齢階層については、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、平均年齢・年間給与額についても表示していない。
 注3:研究職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されることから記載しない。

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 47.6	% 49.5	% 48.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 52.4	% 50.5	% 51.5
	最高～最低	% 56.5～47.1	% 54.3～45.6	% 55.4～46.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 53.0	% 53.4	% 53.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 47.0	% 46.6	% 46.8
	最高～最低	% 50.8～41.9	% 48.8～42.3	% 49.7～42.1

注:研究職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されることから記載しない。

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 101.4 ・年齢・地域勘案 100.8 ・年齢・学歴勘案 100.8 ・年齢・地域・学歴勘案 100.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	教職員支援機構職員の給与は「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、国家公務員と同様の給与体系としている。 当機構では、教職員向けの研修等について、機構としての質を担保するため、各地域の教育委員会との人事交流を行っている。それらの職員は、指導主事等の給与水準が高い職員となっている。 また、所在地が茨城県つくば市(2級地)及び東京23区(1級地)であり、全職員に地域手当が支給されている。 加えて、職員宿舎を保有していないため、給与水準公表対象職員のうち住居手当を受給している職員の割合が国家公務員を上回っている。 以上のことから、対国家公務員指数が上回ったものと考えている。 ○地域手当受給割合(1級地及び2級地の職員の割合) 国 40.6% 機構 100% ○住居手当受給割合 国 29.5% 機構 53.6% ※: 国(国家公務員)の割合は、令和6年国家公務員給与等実態調査の行政職俸給表(一)の適用を受ける者を対象として算出している。
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 73.4%】 (国からの財政支出額 1, 206, 557千円、 支出予算の総額 1, 643, 733千円 : 令和6年度予算) 【累積欠損額 0円(令和5年度決算)】 【管理職の割合 7.1%(常勤職員数28人中2人)】 【大卒以上の高学歴者の割合 85.7%(常勤職員28人中24人)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 25.6%】 (支出総額 1, 382, 855千円、 給与・報酬等支給総額 353, 748千円 : 令和5年度決算) (法人の検証結果) 機構の対国家公務員指数(年齢勘案 101.4)等は国家公務員の水準を上回るものであるが、これは機構が提供する研修等の質を担保するために講じている各教育委員会等からの人事交流の実施、加えて全職員が地域手当を受給していること、並びに住居手当の受給者割合が高いことの影響によるところである。 (主務大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び他の独立行政法人の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、対国家公務員指数が全て100を上回っていることについての理由の説明及び給与水準の妥当性の検証結果から、高度業務を担える人材の確保を図る必要があること及び住居手当の受給者割合が高いこと等を考慮すると適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。

研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 98.9 ・年齢・地域勘案 95.9 ・年齢・学歴勘案 98.7 ・年齢・地域・学歴勘案 95.9
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし。
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 73.4%】 (国からの財政支出額 1, 206, 557千円、 支出予算の総額 1, 643, 733千円 : 令和6年度予算) 【累積欠損額 0円(令和5年度決算)】 【管理職の割合 7.1%(常勤職員数28人中2人)】 【大卒以上の高学歴者の割合 85.7%(常勤職員28人中24人)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 25.6%】 (支 出 総 額 1, 382, 855千円、 給与・報酬等支給総額 353, 748千円 : 令和5年度決算) (法人の検証結果) 当機構の職員給与は、国家公務員の給与制度の変更を踏まえ見直しを行っており、研究職員の給与水準は国家公務員の水準を下回っているため、当機構給与水準は妥当であるとする。 (主務大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び他の独立行政法人の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていきたい。
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)			
○ 22歳(大卒初任給)	月額	220,000円、	年間給与 3,849,344円
○ 35歳代(本部係長)	月額	291,100円、	年間給与 5,678,731円
○ 50歳代(本部課長)	月額	386,200円、	年間給与 7,650,048円
※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給。			

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

特になし。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 286,686	千円 325,168	千円 353,748	千円 381,937	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 26,289	千円 19,452	千円 746	千円 1,906	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 123,796	千円 99,075	千円 123,136	千円 124,397	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 62,958	千円 66,167	千円 73,467	千円 76,606	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 499,729	千円 509,862	千円 551,097	千円 584,846	千円	千円

注：中期目標管理法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」の前年度比較増減の要因に関する比較分析
- ①「給与、報酬等支給総額」：改正給与法に準拠し、報酬月額及び期末・勤勉手当の支給率引き上げに加え、人事異動等による職員数の増加等に伴い、対前年度比 7.97%増
 - ②「退職手当支給額」：前年度の実績に対し離職者数が増加したことにより、対前年度比 2.5倍(155.5%増)
 - ③「非常勤役職員等給与」：非常勤職員の離職に伴う欠員補充により、対前年度比 1%増
 - ④「福利厚生費」：職員数の増加に伴い、対前年比 4.3%増
 - ⑤「最広義人件費」：職員数の増加に伴い、対前年比 6.1%増

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

令和6年度当初60歳であった事務職員の定年年齢について、国家公務員に準じた定年制度とするために就業規程等を改正し、令和7年1月1日から施行した。

改正内容については、定年年齢を65歳とすること、及び、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降の取扱いとして、前日に受けていた俸給月額の7割を俸給月額とすること、並びに、管理監督職の職員は非管理監督職に降任することを制度化した。

また、同規程附則において、令和13年3月31日まで間に適用される定年年齢については、段階的に65歳まで引き上げるための経過措置を設けている。

Ⅴ その他

特になし。